愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の速やかな保護に関し、県民の共通理解と認識 を深めるとともに、県の施策を効果的に実施するため、愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対 策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、次の活動を行う。
 - (1) ドメスティック・バイオレンスの防止に関する県の施策への提言
 - (2) ドメスティック・バイオレンスに関する情報交換
 - (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 司法関係者
 - (3) 医療関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 教育関係者
 - (6) 報道関係者
 - (7) 民間支援団体関係者
 - (8) その他知事が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、3年とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 (会議)
- 第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (事務局)
- 第8条 推進会議の事務局は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室 に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成18年10月2日から施行する。
- 2 この要綱制定後初めて委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月 31日までとする。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。